

議第27号

呉市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について

呉市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例を次のように定める。

呉市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項の規定に基づき，幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（次条を除き，以下「認定こども園」という。）の認定の要件を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。

ア 幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか，当該教育のための時間の終了後，在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園

イ 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって，次のいずれかに該当するもの

(イ) 当該施設を構成する保育機能施設において，満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い，かつ，当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているもの

(イ) 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うもの

(2) 保育所型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか，当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し，かつ，満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。

(3) 地方裁量型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか，当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し，かつ，満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設をいう。

2 前項に定めるもののほか，この条例で使用する用語は，法で使用する用語の例による。

(職員の配置)

第3条 認定こども園には，満1歳未満の子どもおおむね3人につき一人以上，満

1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき一人以上、満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね20人につき一人以上、満4歳以上の子どもおおむね30人につき一人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時二人を下回ってはならない。

- 2 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの（以下「教育時間相当利用児」という。）及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の4時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」という。）については、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、学級ごとに少なくとも一人の職員（以下「学級担任」という。）に担当させなければならない。この場合において、1学級の子ども数は35人以下を原則とする。

（職員の資格）

第4条 前条第1項により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項に規定する登録を受けたものをいう。以下同じ。）の資格を有する者でなければならない。

- 2 前条第1項により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教員免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項又は第4項に規定する免許状（幼稚園の教員の免許状に限る。）をいう。以下同じ。）及び保育士の資格を併有する者とする。ただし、幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有する者とするのが困難であると市長が認めるときは、そのいずれかを有する者とする事ができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員免許状を有する者でなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって学級担任を幼稚園の教員免許状を有する者とするのが困難であると市長が認めるときは、保育士の資格を有し、かつ、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められる者であって幼稚園の教員免許状の取得に向けた努力を行っているものを学級担任とすることができる。

- 4 第2項の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士の資格を有する者とするのが困難であると市長が認めるときは、幼稚園の教員免許状を有し、かつ、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められる者であって保育士の資格の取得に向けた努力を行っているものを当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者とする事ができる。

- 5 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有する者でなければならない。

（施設設備）

第5条 法第3条第3項に規定する連携施設を構成する幼稚園及び保育機能施設は、

それぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が同一の又は隣接する敷地内になければならない。ただし、建物等が次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。

(1) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。

(2) 子どもの移動時の安全が確保されていること。

- 2 認定こども園の園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。第4項ただし書において同じ。）は、次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、同表の右欄に掲げる面積以上でなければならない。ただし、既存施設（法第3条第1項又は第3項の認定を受けようとする時点において既に幼稚園、保育所又は保育機能施設の用に供されている施設をいう。以下同じ。）が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であって、第4項本文（満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては第4項本文及び第10項）に規定する要件を満たすときは、この限りでない。

学級数	面積（平方メートル）
1学級	180
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

- 3 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならない。

- 4 前項の保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども一人につき1.98平方メートル以上でなければならない。ただし、満3歳以上の子どもについては、既存の幼稚園が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であって、その園舎の面積が第2項本文に規定する要件を満たすときは、この限りでない。

- 5 第3項の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる要件を満たさなければならない。ただし、既存の幼稚園が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であって、第1号の要件を満たすときは、第2号の要件を満たすことを要さず、既存の幼稚園が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であって、第2号の要件を満たすときは、第1号の要件を満たすことを要しない。

(1) 満2歳以上の子ども一人につき3.3平方メートル以上であること。

(2) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、同表の右欄に定める面積に、満2歳以上満3歳未満の子どもについて前号により算定した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積（平方メートル）
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

- 6 屋外遊戯場は、認定こども園の用に供される建物等と同一の又は隣接する敷地内に設けなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定

こども園にあっては、屋外遊戯場を次に掲げる要件を満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができる。

- (1) 子どもが安全に利用できる場所であること。
- (2) 利用時間を日常的に確保できる場所であること。
- (3) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。
- (4) 前項に規定する屋外遊戯場の面積の要件を満たす場所であること。

7 認定こども園は、当該認定こども園の保育を必要とする子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、次に掲げる要件を満たす認定こども園は、満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。

- (1) 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面や栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務を受託する者については、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- (4) 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与など、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に対応することができること。
- (5) 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

8 認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、前項ただし書に規定する方法により行う認定こども園にあっては、第3項の規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしても、なお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

9 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、第3項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

10 認定こども園において満2歳未満の子どもの保育を行う場合には、第3項の規定により置くものとされる施設のほか、乳児室又はほふく室を設けなけれ

ばならない。この場合において、乳児室の面積は満2歳未満の子どものうちほふくしないもの一人につき3.3平方メートル以上、ほふく室の面積は満2歳未満の子どものうちほふくするもの一人につき3.3平方メートル以上でなければならない。

(教育及び保育の内容)

第6条 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条の規定により、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年・内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づいたものであるとともに、子どもの1日の生活のリズムや集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものでなければならない。

(教育及び保育の基本及び目標)

第7条 認定こども園における教育及び保育は、0歳から小学校就学前までの全ての子どもを対象とし、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性や生活の連続性を重視しつつ、満3歳以上の子どもに対する学校教育法第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という二つの機能が一体として展開されなければならない。この場合において、認定こども園は、次に掲げる幼稚園教育要領及び保育所保育指針の目標が達成されるように教育及び保育を提供しなければならない。

- (1) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図るようにすること。
- (2) 健康かつ安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣や態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。
- (3) 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培うようにすること。
- (4) 自然などの身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うようにすること。
- (5) 日常生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉の感覚を養うようにすること。
- (6) 多様な体験を通して豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようにすること。

2 認定こども園は、前項に規定する教育及び保育の目標を達成するため、子どもの発達の状況等に応じ、より具体化した教育及び保育の狙い及び内容を定め、子どもの主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるように環境を構成し、子どもが発達に必要な体験を得られるようにしなければならない。

(認定こども園として配慮すべき事項)

第8条 認定こども園において教育及び保育を行うに当たっては、次に掲げる事項について特に配慮しなければならない。

- (1) 当該認定こども園の利用を始めた年齢により集団生活の経験年数が異なる子どもがいることに配慮する等、0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び

保育を子どもの発達の連続性を考慮して展開していくこと。

- (2) 子どもの1日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した子どもの利用時間及び登園日数の違いを踏まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教育及び保育の内容やその展開について工夫すること。
- (3) 共通利用時間において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ること。
- (4) 保護者及び地域の子育てを自ら実践する力を高める観点に立って子育て支援事業を実施すること。

(教育及び保育の計画並びに指導計画)

第9条 認定こども園における教育及び保育については、前条に規定する認定こども園として配慮すべき事項を踏まえつつ、園として目指すべき目標、理念及び運営の方針を明確にし、教育及び保育を一体的に提供するため、次に掲げる事項に留意して、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するとともに、年、学期、月、週及び日々の指導計画を作成し、教育及び保育を適切に展開しなければならない。

- (1) 指導計画の作成に当たっては、教育時間相当利用児と教育及び保育時間相当利用児がいることを踏まえ、子どもの1日の生活時間に配慮し、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図ること。
- (2) 共通利用時間における教育及び保育の狙い及び内容については、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき実施し、指導計画に定めた具体的な狙いを達成すること。
- (3) 満3歳以上の子どもについては、家庭や地域において異年齢の子どもと関わる機会が減少していることを踏まえ、学級による集団活動とともに、満3歳未満の子どもを含む異年齢の子どもによる活動を発達の状況にも配慮しつつ適切に組み合わせ設定する等の工夫をすること。
- (4) 受験等を目的とした単なる知識や特別な技能の早期獲得のみを目指すような教育となることのないように配慮すること。

(環境の構成)

第10条 認定こども園における園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 0歳から小学校就学前までの様々な年齢の子どもの発達の特性を踏まえ、満3歳未満の子どもについては特に健康、安全及び発達の確保を十分に図るとともに、満3歳以上の子どもについては同一学年の子どもで編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫すること。
- (2) 利用時間が異なる多様な子どもがいることを踏まえ、家庭、地域及び認定こども園における生活の連続性を確保するため、子どもの生活が安定するよう1日の生活のリズムを整えるよう工夫すること。この場合において、特に満3歳

未満の子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満3歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫をすること。

(3) 共通利用時間については、子ども一人一人の行動の理解と予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団との関わりの中で、自己を発揮し、子ども同士の学びあい深まり広がるように子どもの教育及び保育に従事する者の関わりを工夫すること。

(4) 子どもの教育及び保育に従事する者が子どもにとって重要な環境となっていることを念頭に置き、子どもとその教育及び保育に従事する者の信頼関係を十分に築き、子どもと共により良い教育及び保育の環境を創造すること。

(日々の教育及び保育の指導における留意事項)

第11条 認定こども園における日々の教育及び保育の指導に際しては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 0歳から小学校就学前までの子どもの発達の連続性を十分理解した上で、生活や遊びを通して総合的な指導を行うこと。

(2) 子どもの発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の違い等による集団生活の経験年数の差、家庭環境等を踏まえ、一人一人の子どもの発達の特性や課題に十分留意すること。この場合において、特に満3歳未満の子どもについては、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図るとともに、子どもの集団生活への円滑な接続について、家庭との連携及び協力を図る等十分留意すること。

(3) 1日の生活のリズムや利用時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、子どもに不安や動揺を与えないようにする等の配慮をすること。

(4) 共通利用時間においては、同年代の子どもとの集団生活の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるように、環境の構成、子どもの教育及び保育に従事する者の指導等の工夫をすること。

(5) 乳幼児期の食事は、子どもの健やかな発育及び発達に欠かせない重要なものであることから、望ましい食習慣の定着を促すとともに、子ども一人一人の状態に応じた摂取法、摂取量、食物アレルギー等への適切な対応に配慮するほか、楽しく食べる経験や食に関する様々な体験活動等を通じて、食事をする事への興味や関心を高め、健全な食生活を実践する力の基礎を培う食育の取組を行い、あわせて、利用時間の相違により食事をとる子どもととらない子どもがいることにも配慮すること。

(6) 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、利用時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。

(7) 健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する子どもについて、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発達が図られるよう留意すること。

(8) 家庭との連携においては、子どもの心身の健全な発達を図るために、日々の

子どもの状況を的確に把握するとともに、家庭と認定こども園とで日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める等、日常的な連携を図ること。この場合において、職員間の連絡及び協力体制を築き、家庭からの信頼を得られるようにすること。

- (9) 教育及び保育活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭や住民の子育てを自ら実践する力の向上及び子育ての経験の継承につながることから、これを促すこと。この場合において、保護者の生活形態が異なることを踏まえ、全ての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。

(小学校教育との連携)

第12条 認定こども園は、次に掲げる事項に留意して、小学校教育との連携を図らなければならない。

- (1) 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図ること。
- (2) 地域の小学校等との交流活動や合同の研修の実施等を通じ、認定こども園の子どもと小学校等の児童及び認定こども園と小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。
- (3) 全ての子どもについて指導要録の抄本又は写し等の子どもの育ちを支えるための資料の送付により連携する等、教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有と相互理解を深めること。

(保育者の資質向上等)

第13条 認定こども園は、次に掲げる事項に留意して、子どもの教育及び保育に従事する者の資質向上等を図らなければならない。

- (1) 子どもの教育及び保育に従事する者の資質は教育及び保育の要であり、自らその向上に努めることが重要であること。
- (2) 教育及び保育の質の確保及び向上を図るため、指導計画の作成、教材準備、研修等に必要な時間を確保するよう努めること。
- (3) 幼稚園の教員免許状を有する者と保育士の資格を有する者との相互理解を図ること。
- (4) 認定こども園においては、教育及び保育に加え、保護者の子育てを自ら実践する力の向上につながるような子育て支援事業等多様な業務が展開されるため、認定こども園の長も含め、職員に対する当該認定こども園の内外の研修の幅を広げること。この場合において、認定こども園の内外での適切な研修計画を作成し、及び実施するとともに、当該認定こども園の内外での研修の機会を確保できるよう、勤務体制の組立て等に配慮すること。
- (5) 認定こども園の長には、認定こども園を一つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能力並びに地域の人材及び資源を活用していく調整能力が求められるため、こうした能力を向上させること。

(子育て支援)

第14条 認定こども園における子育て支援事業については、次に掲げる事項に留意して実施されなければならない。

- (1) 単に保護者の育児を代わって行うのではなく、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談や親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援すること。この場合において、子育て世帯からの相談を待つだけでなく、認定こども園から地域の子育て世帯に対して働き掛けていくような取組を行うこと。
- (2) 子育て支援事業として考えられる子育て相談、親子の集いの場の提供、家庭における養育が一時的に困難となった子どもに対する保育の提供等の事業において、子育て相談や親子の集う場を週3日以上開設する等、保護者が利用を希望するときに利用可能な体制を確保すること。
- (3) 子どもの教育及び保育に従事する者が研修等により子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性と資質を向上させるとともに、地域の子育てを支援するボランティア、非営利団体、専門機関等と連携する等様々な地域の人材や社会資源を生かしていくこと。

(管理運営等)

第15条 認定こども園は、多様な機能を一体的に提供するため、一人の認定こども園の長を置き、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行わなければならない。この場合において、幼稚園型認定こども園のうち第2条第1項第1号イに掲げる施設においては、幼稚園又は保育機能施設の施設長とは別に認定こども園の長を置くこと又はこれらの施設長のいずれかが認定こども園の長を兼ねることができるものとする。

- 2 認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。この場合において、認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めなければならない。
- 3 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めなければならない。
- 4 認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子どもや、障害のある子ども等特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行うとともに、市町村との連携を図り、こうした子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。
- 5 認定こども園は、耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制を整えるとともに、事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険や共済制度への加入を通じて、補償の体制を整えなければならない。
- 6 認定こども園は、自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めなければならない。

い。

7 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(認定こども園の職員資格に関する特例)

2 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第3条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数が一人となる場合には、当分の間、第4条第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、第3条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち一人は、市長が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者にすることができる。

3 第4条第1項及び第4項(ただし書の規定を適用する場合を除く。)により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び付則第6項において同じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び付則第6項において同じ。)をもって代えることができる。

4 第4条第2項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

5 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第4条第1項、第2項及び第4項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、市長が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

6 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第3条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

付則第3項	第4条第1項及び第4項(た	幼稚園の教員免許状又は小学
-------	---------------	---------------

	だし書の規定を適用する場合を除く。)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
付則第4項	第4条第2項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
付則第5項	第4条第1項、第2項及び第4項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	市長が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者

(認定こども園の施設に関する特例)

- 7 呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年呉市条例第29号）付則第5条の規定の適用を受ける乳児室の面積について第5条第10項の規定を適用する場合においては、同項中「満2歳未満の子どものうちほふくしないもの一人につき3.3平方メートル以上」とあるのは「満2歳未満の子どものうちほふくしないもの一人につき1.65平方メートル以上」とする。

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、認定こども園の認定の要件を定めるため、この条例案を提出する。